

## 日本情報経営学会大会予稿集投稿規程

### 第1条（大会予稿の投稿）

日本情報経営学会大会に研究発表を希望する者（以下著者）は、大会予稿集「情報経営」に、情報経営に関連する領域の研究成果を、第2条（予稿の種別）並びに第3条（著者の要件）に従って大会予稿（以下予稿）として投稿できる。

### 第2条（予稿の種別）

予稿の種別は、自由論題、特定自由論題、他学会共催セッション、招待講演等を原則とする。

### 第3条（著者の要件）

著者の資格はそれぞれの予稿の種別の要件に従う。但し日本国外研究機関に属する著者はこの限りではない。

自由論題（一般・院生）：日本情報経営学会会員

特定自由論題：日本情報経営学会会員もしくは該当回大会実行委員長（以下実行委員長）が認めたもの

他学会共催セッション：日本情報経営学会会員もしくは実行委員長が認めたもの

招待講演等（基調講演等）：日本情報経営学会会員もしくは実行委員長が認めたもの

### 第4条（著作権）

予稿の著作権は、学会に帰属する。著作権上の取り扱いは『「日本情報経営学会誌」論文投稿規程』第3条（投稿論文の著作権）に準ずる。

### 第5条（投稿時期）

発表者は予稿原稿を該当回大会実行委員会（以下大会実行委員会）が定めた時期に投稿することができる。

### 第6条（予稿の内容）

#### (a) 予稿のオリジナリティ

予稿は情報経営に関連する領域のオリジナルで有用な研究成果を著したもので、他の刊行物に発表済・発表予定あるいは投稿中のものでないこと。

#### (b) 予稿の使用言語

予稿は日本語または英語で記述されていなければならない。

#### (c) 他著作物からの引用

当該予稿以外の著作物からの引用は、出典および引用箇所を明記すること。他の著作物の引用に関して著作権処理が必要な場合は著者の責任においてこれを処理する。

(d) 予稿に関する疑義の取扱

予稿について多重投稿や剽窃の疑いがある場合は、日本情報経営学会大会委員会（以下大会委員会）は関連する組織・機関と著者・論文情報を交換することがある。

第7条（予稿原稿の体裁）

(a) 自由論題

予稿の執筆に当たっては「日本情報経営学会全国大会予稿集執筆要領」に従うこと。予稿には、論文題目（和文・英文）、著者名（和文・英文）、所属機関・部局（部署）名（和文・英文）、本文（和文または英文）、参考文献を記載する。謝辞を参考文献の前に記載することができる。和文の場合、A4用紙を用い、2段組、1頁40行、1行22文字（11ポイント、参考文献は10ポイント）で作成する。英文の場合もこれと同じ設定を準用すること。本文、注釈、参考文献、図表をすべて含めて、予稿集掲載頁数で4頁とする。

(b) 特定自由論題、他学会共催セッション、招待講演等

特に形式、頁数は定めない。

第8条（予稿の発表）

(a) 予稿集

大会プログラム、予稿を冊子体で発行する。大会実行委員会が予稿の受付および事務処理を行う。予稿の掲載の可否は大会実行委員会が決定する。予稿の内容について、大会実行委員会から修正を著者に依頼することがある。

(b) インターネット公開

原則、予稿集に掲載された全ての予稿をデジタル化し、インターネット公開する。なお、予稿の公開を望まない場合のみ、理由書を大会委員会宛、定められた期日までに送付する。それに基づき大会委員会はインターネット公開取下を判断する。

(c) 著者による公開

著者個人のウェブサイト、または著者が所属する法人もしくは団体の機関リポジトリ等において予稿を公開する場合は、これを妨げない。

第9条（改廃）

本規程の改廃は、大会委員会で審議し、理事会で決定する。

附則

本規程は、令和元年 11月 8日日本情報経営学会理事会において、日本情報経営学会大会予稿集投稿規程としたものである。

施行 令和元年 11月 8日